

波照間航路改善計画策定委託業務
仕様書

令和 8 年 4 月
竹 富 町

目 次

1 趣旨	1
2 業務概要	1
(1) 業務の名称	1
(2) 委託業務概要	1
(3) 業務の目的	1
3 対象となる航路の概要	1
(1) 離島航路事業概要	1
(2) 島嶼の概要	1
(3) 貨客船の概要	2
4 提案を求める内容	2
(1) 波照間航路の現状把握及び課題整理	2
(2) 地域と航路事業者の合意形成支援.....	2
(3) 必要な船舶の機能及び役割の整理並びに新造船に求められる要件の検討、航路改善 計画の策定.....	2
(4) 沖縄県離島航路確保維持改善協議会 波照間航路分科会への運営支援.....	2
(5) 打合せ・協議・業務報告書の作成	2
5 提出する成果品.....	2
(1) 打合せ記録簿、調査結果整理資料、会議説明資料 一式	2
(2) 業務報告書	2
(3) 前各号の電子データ 一式	2
6 委託業務の実施に関する事項	2
(1) 履行期間	2
(2) 業務完了報告	3
(3) 委託料	3
(4) 契約不適合責任	3
(5) その他	3

1. 趣旨

本仕様書は、石垣～波照間航路において運航されている貨客船「フェリーはてるま2」の老朽化を踏まえ、当該航路の改善方策を検討し、航路改善計画を策定するに当たり、委託業務に必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務の名称

波照間航路改善計画策定委託業務

(2) 委託業務概要

本業務は、波照間航路の現状把握、地域及び航路事業者との合意形成支援、必要な船舶の機能及び役割の整理、新造船に求められる要件の検討並びに航路改善計画原案の作成を行うものである。

(3) 業務の目的

安栄観光が運航する波照間航路の貨客船「フェリーはてるま2」は老朽化が進行しており、更新が喫緊の課題となっている。

同航路は一部外洋を走るため、運航の安全性ならびに安定性の確保の観点から貨客船 199 トンと他航路に比べて大型の船を使用しており、更新も運航も事業者の負担が大きい。

さらに、船員労働時間の見直しや定年による引退等により船員不足が大きな課題になっている。

また、当該航路は離島航路運営費等補助金で運航されていることから、そこで運航される船が地域のニーズに沿ったものであることは不可欠な要件であり、更新時期は高速船、貨客船とも令和 12 年(2030 年)を予定しているが、昨今の国内における造船業界の状況を鑑みると、事業者による地域との合意形成を待つことによって造船所の建造枠確保が困難となり、大幅に遅延する懸念がある。

本業務はこのような状況を踏まえ、竹富町が地域との合意形成ならびに新造船についての検討を積極的に支援し、航路事業者が地域の実情に応じた船の建造に速やかに着手できるようにすることを目的とする。

3. 対象となる航路の概要

(1) 離島航路事業概要

- ・航路名 石垣～波照間
- ・事業者名 (有)安栄観光
- ・港間距離 52.0 km
- ・所要時間 高速船 約 1 時間 30 分 (片道)
貨客船 約 2 時間 (片道)

(2) 島嶼の概要

- ・人口 482 人 (令和 8 年 2 月末日現在)
- ・主要な産業 農業、漁業、観光
- ・概況 面積 12.73 km² 島内に定期的な公共交通機関はない

(3) 貨客船の概要

船名／船舶の種類	フェリーはてるま2／貨客船	
船体	鋼製単胴型	
主要寸法	全長	42.12m
	全幅	9.60m
	深さ	5.68m
	総トン数	199トン
性能	最高速力	13.5ノット
	巡航速力	11.0ノット
	主機の種類	ディーゼル
	連続最大出力	662kW(900PS)×2基
旅客定員	125人	

4. 提案を求める内容

(1) 波照間航路の現状把握及び課題整理

波照間航路を取り巻く環境を把握するために必要な調査項目を提案すること。

また、関係者からの情報収集する場合はその手法についても提案すること。

(2) 地域と航路事業者の合意形成支援

地域と航路事業者との合意形成を図るために必要と考えられる関係団体を提案すること。

また、合意形成に向けた手法及び進め方のイメージについて提案すること。

(3) 必要な船舶の機能及び役割の整理並びに新造船に求められる要件の検討、航路改善計画の策定
航路改善計画の策定にあたり必要と考えられる事前準備の内容及び計画書の章立てのイメージについて提案すること。

また、委員会の構成メンバー、進め方及び工程について提案すること。

(4) 沖縄県離島航路確保維持改善協議会 波照間航路分科会への運営支援

分科会の運営支援に当たり、必要と考えられる作業項目及び支援内容について提案すること。

(5) 打合せ・協議・業務報告書の作成

上記(1)から(4)までの作業並びに打合せ・協議及び業務報告書の作成を含めた全体スケジュールを提案すること。

5. 提出する成果品

(1) 打合せ記録簿、調査結果整理資料、会議説明資料 一式

(2) 業務報告書(航路改善計画原案を含む。) 3部

(3) 前各号の電子データ 一式

6. 委託業務の実施に関する事項

(1) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

(2) 業務完了報告

受託者は、業務が完了したときは、業務完了報告書を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

(3) 委託料

委託料は、業務完了後に支払うものとする。受託者は、発注者の検査に合格したときは、発注者に対し請求書を提出するものとし、発注者は、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

(4) 契約不適合責任

発注者は、検査完了後に成果品が契約の内容に適合しないことを発見し、当該成果品の引渡しを受けた日から 1 年以内に受託者に書面で通知したときは、受託者に対し、履行の追完、代替物の納入又は損害賠償を請求することができる。

ただし、当該契約不適合が発注者の提供した資料又は指示に起因する場合は、この限りでない。なお、受託者がその不相当であることを知りながら告げなかった場合は、この限りでない。

(5) その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容に疑義が生じた事項については、発注者と受託者が協議の上、定めるものとする。